

生活困窮者自立支援制度（生活に困ったとき）

○生活困窮者自立支援制度とは

失業や就職活動の行き詰まり、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情で困窮状態に陥っている者（生活困窮者）を対象とし、自立に関する相談支援や就労に関する支援を実施することにより、生活困窮者の「自立の促進」を図っていくことを目的としています。

経済的・社会的な自立に向けた相談支援の提供とお住まいの家賃を支援する制度（住居確保給付金）があります。

○対象者

西宮市内に在住の方で、生活保護を受給されていない生活困窮者。

○相談支援の流れ

- (1) 相談窓口で相談者本人の置かれている状況を確認し、本人の課題を整理します。
- (2) 課題解決に向けた必要な支援を提供できるようにするため、本人の意向に沿った自立を目的とする支援計画（プラン）を策定します。
- (3) 関係機関との連携を図りながら、作成した支援計画（プラン）に基づいた支援を実施します。

○相談窓口

- (1) ソーシャルスポット西宮よりそい
住所：西宮市六湛寺町 10-3 西宮市役所南館 1 階
電話：0798-31-0199
- (2) 西宮市くらし相談センターつむぎ
住所：西宮市染殿町 8-17 西宮市総合福祉センター 2 階
電話：0798-23-1031

なお、住居確保給付金のご相談窓口は、ソーシャルスポット西宮よりそいのみとなります。

問い合わせ先 西宮市役所厚生課 0798-35-3144

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。